

令和2年分 年末調整について

法定調書の提出期限は令和3年2月1日まで！

年末調整説明会中止について

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年実施していました年末調整説明会につきましては、中止することとなりました。

令和2年分の年末調整は大きく変更となるため、概要をお知らせいたします。

変更点について

①給与所得控除の改正

一律10万円引き下げとなります。さらに、上限額が適用となる給与等の収入金額は850万円となり、給与所得控除額の上限は195万円に引き下げられることとなりました。

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10\text{万円}$	$(A) \times 40\%$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$	$(A) \times 30\% + 18\text{万円}$
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$	$(A) \times 20\% + 54\text{万円}$
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$	$(A) \times 10\% + 120\text{万円}$
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		

②基礎控除の改正

昨年まで、収入金額に関係なく38万円でしたが、所得額により変更となります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

③所得金額調整控除の創設

その年の給与等の収入金額が850万円を超える方で、次の4つの要件のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額（その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当額を給与所得の金額から控除します。

- イ 所得者本人が特別障害者
- ロ 同一生計配偶者が特別障害者
- ハ 扶養親族が特別障害者
- ニ 扶養親族が年齢23歳未満（平成10年1月2日以後生）

④配偶者控除や扶養控除の合計所得金額要件の変更

同一生計配偶者、扶養親族等の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次の表の通り変更となります。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下